日本中世和化漢文における非使役「令」の機能

永 澤 済

名古屋大学

【要旨】中国漢文において助動詞「令」は〈使役〉を表すが、日本中世の和化漢文では、本来の〈使役〉用法から派生したとみられる独自の非〈使役〉用法が非常に広範囲に使用されている。この「令」の機能について、従来、取り除いても文意に影響しないとの見方や、〈謙譲〉〈再帰〉〈意志動詞化〉等の意を表すとの見方が示されてきたが、統一的な結論は出ていない。本稿では、従来の意味中心の分析ではなく、構文機能に目を向けることで次のように結論した。非使役「令」の機能は動詞マーカー/動詞化である。助詞や接辞を表し得ない和化漢文で、和語の軽動詞「する」を代替した。その起源は、本来使役を表す「S 令 V」構文が(他)動詞文と意味的に隣接するケースにおいて、「令」の表す使役の意が後退して単なる動詞マーカーと解釈されたものと推定される。V の位置には、意志行為、非意志現象、無生物主体の事象、形容詞まで幅広く立つ。先行研究で「令」は「致」との類似性が指摘されたが、「致」の後続語は意志行為に限られかつ「令」の場合のような動詞化はせず名詞的性格にとどまる点で、両者の機能は異なる*。

キーワード:和化漢文、変体漢文、(非)使役、軽動詞、動詞マーカー

1. 問題の所在

日本中世社会で使われた和化漢文1には、次の例の下線部にみられるように、〈使 役〉の意を表さない助動詞「令」が頻出する。

(1) 此御下文等就安堵注進持参關東之間,於長途若<u>令紛失</u>者,可為難儀旨,所申 非無子細,任申請所有其沙汰也.

「この御下文等について幕府から安堵を得るために鎌倉まで持参するについ

^{*} 本稿執筆にあたり匿名の査読者の先生方より多くの貴重なご教示を頂きました。査読者の先生 方に心より御礼申し上げます。本研究は JSPS 科研費 JP17K13463 の助成を受けたものです。

¹ 和化漢文とは日本で成立した書記スタイルで、変体漢文ともいわれる。専ら漢字が使用されるが中国漢文とは異なり、日本語の影響がみられる。時代や位相によって、正格漢文に個人レベルの誤用が混じるものから、日本独自の用法が一般化し定着したものまで多様であり、呼称も「論者それぞれの問題意識に伴って」夥しい数に上る(田中草大 2019: 69-82)。本稿で考察対象とするのは、単なる誤用の域を超えて日本独自の書記スタイルとして中世武家社会に定着し幕府発給文書をはじめ公私の文書に使用されたものである。本稿で用いる呼称「和化漢文」は、「和化漢文(日本変体漢文)」(森博達 2003: 6)のように「変体漢文」と同義的に使われる場合もあれば、「(「変体漢文」「東鑑体」「史部体」等と)若干のニュアンスの違いがある」(築島裕 1977: 184)とされる場合もある(田中 2019)。本稿では英訳の便も考慮し(Japanized Chinese Writings)、「日本語の影響」の意を名称上に示すことのできる「和化漢文」の呼称をとる。

て、長道中のこととて、もしや<u>紛失し</u>たらたいへん困るので、予め案文を作っておきたいと願い出てきたから、申請通り案文を作らせた。」

[島津久長譲状案 島津伊作家文書 (鎌倉遺文 26402) / 1317 年] 2

(2) 一 得讓狀後, 其子先父母, 令死去跡事

右, 其子雖<u>令見存</u>, 至悔還者, 有何妨哉, 況子孫死去之後者, 只可任父祖之 意也

「譲状を得た後、その子が父母に先んじて死去した後のこと。右について、 その子が生存していたとしても(父母が)悔い返すに至るのは何の妨げもない。況してや子孫が死去した後は、ただ父祖の意に任せるものとする。」

〔『御成敗式目』第20条〕3

- (3) 右,条々,雖遂対決,尚成与時茂<u>令和与</u>畢, 「右の各項目について,原告被告相互に口頭弁論を行ったが,尚成と時茂は 和解した」 「関東下知状 出羽中条家文書(鎌倉遺文 5626) / 1240 年〕
- (4) 佐渡国雑掌申,年貢未進事,重訴状遺之,結解以後無沙汰云々,甚無謂,早 速可令究済状,依仰執達如件

「佐渡国の雑掌が申すには「(地頭の) 年貢未納について度々訴状を出したが、 決算後支払われていない」。このことは不当なので即座に完済すべき由、将 軍様の仰せを伝える。」

〔関東御教書 東寺百合文書せ武(鎌倉遺文 17655) / 1291年〕

これらの例で「令紛失」「令死去」「令見存」「令和与」「令究済」はそれぞれ「紛失する」「死去する」「生きている」「和解する」「完済する」と訳され、「令」は使役の意味では訳出されない。特に(4)の例については、中世日本史学の分野で「経験的には、この「令」は本来の使役の意味はなく、「可究済状…」と同じ文意だと理解されている」(河音能平 1976: 164)との具体的な指摘もある。

この種の「令」について、古くは江戸時代中期の幕臣・有職故実家、伊勢貞丈が「令ノ字セシムルトヨミテ他人ニモノヲサセル事ニ用ル字ナルヲ,自身ノ事ニ令ノ字ヲ用テ,令ニ喜悦ー,令ニ披見ーナド云ハ無用ノ令也」(『安斎随筆』ー・一四(国会図書館蔵写本))として〈無用の令〉と呼び、〈使役〉用法と区別した(青木 1964:35)。ただ,実際には伊勢の指摘にあるような「自身ノ事」に限定されたものではなく、上の(2)-(4) のように二・三人称でも多用される。この「令」ははたして〈無用〉なのであろうか。なぜ多用されたのであろうか。

これ以後、この「令」の機能について様々に考察されてきたが、統一的な結論は

 $^{^2}$ この文章は弘安 4 年(1281 年) 4 月 16 日島津久経譲状他 2 通の案文(写し)の裏に記されたもの。現代語訳は佐藤進一(2003: 18)に示されたものをそのまま転載。「全粉失」は「紛失し」と訳され、「令」が使役の意味で訳出されていないことがわかる。

³テキストは佐藤進一・池内義資(編)(1955)『中世法制史料集第1巻 鎌倉幕府法』所収「校本御成敗式目」。読点は本稿筆者による。

出ていない。先行研究は、主として意味の側面に着目したものであったが、「令」 多用の原理は、意味よりもその構文機能によって説明が可能だと考えられる。本稿 では、その機能、および一部の先行研究で指摘されてきた「致」との類似性につい て検討し、中世和化漢文で多用された理由を考察する4。

2. 分析対象 [S 令 V | 構文

本稿で分析対象とする非使役の「令」とは、構文上「S 令 V | (S:主語、V:動 詞相当語)の形をとる(5)(6) のようなものである。(6) のように S は表面に現 れない場合も多くある。

- 尚成与時茂令和与畢. 「尚成と時茂は和解した | 「= (3) 抜粋] (5)
- (6) 若令紛失者、「もしや(自分が御下文を)紛失したらたいへん困るので | 「= (1) 抜粋]
- 一方、中世和化漢文には「令」の使役用法もみられる。(7)(8)のように「S 令 AV | (S:主語=使役者, A:被使役者, V:動詞相当語(助動詞的な「為(たり)| 等も可)) の語順をなし、非使役用法とは構文上明確に区別される。非使役用法に 比べ、中世和化漢文における出現頻度は高くない。本稿ではこの形は扱わない。
- (7) 可令寺家領知彼庄也,「寺家に彼の庄を領有管理させるべきである」 [関東下知状案 高野山御池坊文書(鎌倉遺文 1548) / 1205 年]
- (8) 可令尋覚為彼職之状,「尋覚を彼の役職たらしむべきである由」 〔関東下知状案 肥前青方文書(鎌倉遺文 1473) / 1204 年〕

また、以上二者の中間的なケースで、上の(7)(8)のように被使役者 A を明示 する「S 令 AV | の形ではなく. 次の (9) のように「S 令 V | の形で使役的な意を 表す場合がある。

(9) 以名主職不令知本所, 寄附權門事. 「名主が本所に知らしめず (領地を)権門に寄附すること」

〔『御成敗式目』47条〕

(9) では 「名主 (S) | が 「本所に知らしめず | という使役の解釈ができ. 「令 | が 〈使 役〉の意を表しているともとれる。しかし.動詞「知」は次の(10)のように「令」 を伴わず単独でも「(朕の意を)知らしめる」意を表せる。

^{4「}令」は、次のような仮名資料から当時「(せ)しむ」と訓まれていたことがわかる。

⁽¹⁾ ちんしやうのこときハ. かのさいけハいゑみつあふりやうせしめ [令押領] なから. いゑあきらこれをあふりやうするよし、是を申候、ゆゑなしとうん々々、しかもいゑあ きらあふりやうこれをのへしやうする、ゆゑなし、せんとそのさたある条、しんしせし <u>め</u>おハん [令参差畢]. 〔関東下知状案 余目文書 (鎌倉遺文 28064) / 1322 年〕

(10) 国郡等司, 莫因此事, 侵擾百姓強令収斂。布告遐邇, 知朕意矣

「国司や郡司はこれにかこつけて人民を侵したり無理に税を納めさせたりしてはならない。広く布告して朕の意を知らしめる」

〔天平十五年十月辛巳「大仏造立」条『続日本紀』 / 797年)

よって先の(9)において「令」を削除しても使役の意を損なわない。そのように、「S 令 V」が使役文脈に現れていたとしても、「令」の削除によってその使役の意が損なわれないケースも、非使役の「令」に含めて分析対象とする。

元々、「 $S \Leftrightarrow V$ 」の形で使役を表す用法は、古く中国漢文や古代日本にみられる 5 。その時点では純然たる使役形式だったが、(9)の類を媒介に非使役用法へ拡張し、中世和化漢文において、非使役としか解釈できない用法((1)–(4)の類)の多用につながったと考えられる(非使役用法の起源については第 7 章に後述)。

以上、本稿では、「 $S \Leftrightarrow V$ 」構文による非使役用法を分析対象とする。なお、「 φ 」は次のような尊敬用法ももつが、常に「 φ ~給」「 φ ~御」の形で現れ、「 φ 」単独で〈尊敬〉を表すと積極的に認めるべき例はない(来田 1989) φ 6。構文上、「 φ 0、とは明確に区別されるものであり、分析対象に含めない。

(11) 御自令称給曰「御自分でお話しになって曰く」

〔『小右記』寛和元年八月二十七日条/985年〕(青木1964)

3. 「令」の有無が文意に影響するか

まず、上掲の河音(1976: 164)が「経験的に(「令」の有無は文意に影響しない)」 と述べた点について以下の資料により実証したい。

⁵ 中国漢文および古代日本における「S令V」の形の使役用法の例として次のようなものがある。

(1) 令知其罪而殺之「(役人に) 自分の罪を知らしめてから殺す」

〔晏子諫君『説苑』/前漢〕

- (2) 全作此百練利刀, 記吾奉事根原也「この百練の利刀を作らせ, 自分が(獲加多支鹵 大王に)奉じている由来を記す」 〔稲荷山古墳出土鉄剣銘/5世紀〕
- (3) 国郡等司, 莫因此事, 侵援百姓強全収斂「国司や郡司はこれにかこつけて人民を侵したり無理に税を納めさせたりしてはならない」

(『続日本紀』天平十五年十月辛巳条/797年)

6次のように「盗人が押し入る」「放火する」「敵に味方する」等のネガティブな行為に「令」が使われる例があり、このような「令」の単独用法が〈尊敬〉用法も兼ねるとはみなしにくい。

- (1) 盗人全推察禁裏, 盗取畫御座御劒, 「盗人が禁裏に<u>押し入り</u>, 昼御座にある御剣を盗み取りました (2:114)」
 - 〔『吾妻鏡』 文治元年五月二十七日条 / 1185 年〕
- (2) <u>令放火</u>傍在家「傍の家に<u>放火した</u>」 〔関東下知状 薩摩新田神社文書 (鎌倉遺文 6890) / 1247 年〕
- (3) 石橋合戦之時。全同意景親。殊現無道之間。 「石橋合戦の時に(大庭)景親に<u>味方して</u>大いに人の道に背いたので、(1:56)」 〔『吾妻鏡』治承四年十一月十二日条/1185年〕

3.1. 『御成敗式目』諸本間における「令」の異同

鎌倉幕府の基本法規『御成敗式目』(1232年、北条泰時らが制定した 51 箇条) は複数の写本や板本が存在し、「令」の有無に関して諸本間の複数箇所で異同がある。 この「令」の異同の実態を、佐藤進一・池内義資(編)(1955)『中世法制史料集第 1 巻 鎌倉幕府法 | 所収「校本御成敗式日 | を用いて調査した。当資料は「鶴岡本 | を底本として、(12) に示す伝本計 21 点と対校し、『御成敗式目』諸本間の相違点を 逐一示したテキストである8。調査にあたっては、所収本の現物も可能な限り確認 し正確を期した。

- (12) 「校本御成敗式目」対校諸本の名称と略記号
- (a) 菅本 (写本)
- (h) 運長本(写本)
- (o) 天正十年本(写本)

- (b) 世尊寺本(写本)
- (i) 清家本(写本) (p) 享禄板本(板本)
- (j) 船橋枝賢本(写本)(q) 群書類従本(板本)
- (c) 平林本 (写本)
- (k) 永禄本(写本)
- (r) 唯浄裏書(注釈書)

- (d) 鳳來寺本 (写本)
- (e) 明應五年本(写本) (1) 元亀本(写本)
- (s) 蘆雪本式目抄(注釈書)
- (f) 明應七年本(写本) (m) 傳素眼本(写本) (t) 岩崎本式目(注釈書)
- (g) 永正十七年本(写本)(n) 座田本(写本)
- (u) 大永板本(板本)

[『中世法制史料集第1巻 鎌倉幕府法』pp.7-8]

調査の結果,『御成敗式目』に非使役の「令」は計 40 箇所出現し9, うち 13 箇所 (全 体の約30%)で「令」の有無に諸本間の相違があることがわかった。相違の実態を 検討するため該当箇所全てを(13)-(25)に示し、当該部分の訳10を「| 内に載せる

⁷ 佐藤·池内 (1955) 「解題」p. 454 によれば、現在知られる最古の伝本は (a) 「菅本」であるが (年 次不詳。書風より鎌倉時代中頃以前と推定). 筆法が奔放で書写の誤脱とみられる箇所が少な くないため底本には不適とされた。次に古いと推定されるのが、底本として採用された「鶴 岡本」、(b)「世尊寺本」、(c)「平林本」の3点で、このうち(c) は奥書に「康永二年」(1343年) と明記され書写年次が明確な最古本であるが、一部に脱文があり底本として不適とされた。 「鶴岡本」および(b)も、書風から(c)とほぼ同時期(鎌倉後期~南北朝初期)の書写と推 定されるが、(b) は欠損を後に補筆してあり、首尾一貫しないため不適とされた。以上から「鶴 岡本」が底本とされた(「鶴岡本」も脱文があるが、本文と同筆で補書され、一応本文と同じ とみなせる利を取る)。

⁸ 佐藤・池内(1955)「解題」pp. 455-457 では,植木直一郎(1930)をもとに,「伝本の系統」 を二大別し,「清原系統本」(非武家系) に属する (i) (j) (k) (p) (q) (u) に深い親近関係 があり、加えて (g) (n) (o) にも親近性があるとし、それ以外の「武家系統本」と区別する。 また、(f) が「武家系統本」との媒介的位置にあるとみる。「武家系統本」諸本は相互に大き な相違がみられ、その中にさらに多くの系統を見出し得るとされる。諸伝本は成立年代が明 確ではなく、オリジナル(現存せず)から年代を隔てており、資料としての有効性を慎重に 判断しなければならないが、本研究では、中世の「令」の実態を伝える資料と考えて不自然 な点はなく、その異同を伝本間で横断的に比較できる貴重な資料とみる。

⁹調査対象諸本21点のうちいずれか一点でも非使役「令」が現れた場合を1とカウントし、 それを合計した数。ただし、「企」を「令」とするなど形の類似による写し間違いとみられる もの(『中世法制史料集第1巻 鎌倉幕府法』の対校注を参照)は除外した。

¹⁰ 笠松宏至 (校注) (1972) 「御成敗式目 付北条泰時消息」を参照した。

(テキストは底本「鶴岡本」をあげ、これと諸本 (a)-(u) との間に相違がある場合、 「(q):「言上」の前に「令」あり」のように示す)。

- (13) 小破之時且加修理,若及大破言上子細,随于其左右可有其沙汰矣 「小さい破損の時は部分的に修理を加え,もし大破に及び事実を<u>言上し</u>たら, とにかく幕府の指示に従い処置せよ」 〔『御成敗式目』第1条〕 (q):「言上」の前に「令」あり。
- (14) 猶以違犯者,可被處罪科,
 「(これに)<u>違反し</u>たら,罪科に処せられる」
 (c):「違犯」の前に「令」あり ¹¹。
- (16) 或子或孫於殺害父祖之敵者,父祖縦雖不相知,可被處其罪, 「もし子や孫が父や先祖の敵を<u>殺害し</u>た場合は,父や先祖が知らなくても同 罪に処せられる」 [『御成敗式目』第10条〕 (m):「殺害」の前に「令」あり。
- (17) 於待者可被沒收所帶,無所領者,可處流罪,至郎從以下者可<u>令召禁</u>其身 「侍なら所領を没収し,所領がない者は流罪とし,郎従以下の者は(牢屋に) 身柄を<u>拘束する</u>」 [『御成敗式目』第 13 条] (b)(c)(d)(e)(h)(s):「召禁」の前に「令」なし。
- (18) 以論人所帯之證文, 爲謀書之由, 多以稱之, 披見之處, 若爲謀書者, 尤任先條可有其科, 「(原告が)被告所帯の証文を偽書と称することが多いが, 検証して, もし偽書であれば, 先段のとおり罪科を科す」 〔『御成敗式目』第15条〕 (s):「披見」の前に「令」あり。
- (19) 何閣當時之領主,可尋往代之由緒哉,自今以後可停止濫望 「どうして新恩地として与えられた現在の知行人をさしおいて,古い権利関 係を今更問題にするのか。今後,濫訴は禁止する」〔『御成敗式目』第16条〕 (h)(l)(s):「停止」の前に「令」あり(cf.(d)(f):「停止」の前に「被」あり)。
- (20) 法家之倫雖有申旨,女子則憑不悔返之文不可<u>煙</u>不孝之罪業,[後略] 「[律令の知識を掌る]明法家の教えにその旨書かれているといっても,女子 への譲渡は悔い返し得ずの文言を頼りに不孝の罪業を<u>憚る</u>べきではない」 〔『御成敗式目』第18条〕
 - (a):「憚 | の前、「可 | ではなく「令 |。

 $^{^{11}}$ 原本を確認したところ、「校本御成敗式目」では、(c) 「平林本」原本にあるこの「令」が見落とされていることがわかった。

(21) 其子雖令見存,至悔還者,有何妨哉,況子孫死去之後者,只可任父祖之意也 「その子が生存していたとしても(父母が)悔い返すに至るのは何の妨げも ない。況してや子孫が死去した後は、ただ父祖の意に任せるものとする上

〔『御成敗式目』第20条〕

- (b) (c) (d) (e) (f) (g) (i) (j) (k) (m) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) : 「悔環」の前に「令」あり。
- 自今以後慥可停止也. 或付奉行人或於庭中可令申也 (22)「今後は決してそのようなことのないように。奉行人に提出するか、裁判の 場で申すように 「『御成敗式目』第30条〕
 - (h) (l) (s):「申 | の前に「令 | なし。
- 若於拘惜者. 且令入部守護使, 且可改補地頭代也, (23)「もし身柄の引き渡しを渋った時は、守護使を入部させるか、地頭代を改替 するように| 〔『御成敗式目』第32条〕
 - (h) (s):「改補」の前に「令」あり。(cf. (d) (g) (i) (j) (k) (l) (n) (o) (p) (g) (r) (u):「改補 | の前に「被 | あり。)
- (24) 有所犯之由令風聞之時,罪狀未定之處,爲望件所領,欲申沈其人之條,所爲 之旨敢非正義.

「犯罪があったことを風聞した時、罪刑が決まっていないところ、その所領 を所望するがためにその人を故意に罪科に陥れようとすることは正義に反す るし 「『御成敗式目』第44条〕

- (c): 「風聞 | の前に「今 | なし。
- 於所當年貢者, 可爲新司之成敗, 至私物雜具幷所從馬牛等者, 新司不及抑留, 况令舆恥辱於前司者, 可被處別過怠也,

「当年の年貢は新領主の仕事であるが、私物や家来、牛馬については、新国 司が横領してはならない。ましてや前国司に恥辱を<u>与え</u>たら特別の刑罰に処 せられる 「『御成敗式目』第46条〕

(1): 「與」(与)の前に「令」なし。

以上, 40 箇所中 13 箇所(約 30%)で「令」の有無に相違があるが 12, 法令の内容 は諸本間で基本的に一定と考えられることから、「令 | の有無は文意に影響してい ないとみられる。よって、非使役の「令」を使用するかどうかは任意だと考えられる。

^{12 「}令」に関する諸本間の相違のあり方は、書写の際にそれぞれの底本の「令」の有無を単純 に継承しただけといった類ではない。たとえば(h)(1)(s)は、注8に述べたように揺れ幅 の大きい「武家系統本」に属するが、「令」の有無について(19)では「有」、(22)では「無」 という他本にはない特徴を共有しており親近性を示す。しかしこの3点の伝本が常に足並み を揃えているわけではなく、(15)では(1)のみ「無」、(17)では(h)(s)「無」、(18)では(s) のみ「有」、(21) では(s)「有」、(23) では(h)(s) のみ「有」、(25) では(l) のみ「無」 のように揺れている((1)に「無」の傾向があるが(17)では「有」, 逆に(s)に「有」の傾 向があるが(18)では「無」と、一貫しない)。このような揺れは「令」の有無の任意性を意 味すると考えられる。

ただし一方で、「令」の有無に関する約30%の相違のうち、特に、(13)の(q)、(14)の(c)、(16)の(m)、(18)の(s)は、それ以外の21点の伝本においては「令」が使われていない箇所に、「令」が出現している(写し間違いによる脱落ではない)ケースであり、書き写す過程で「令」が追加された蓋然性が高い 13 。つまり、「令」を追加しても意味は変わらないが、追加を促す何らかの要因があったと考えられる(この点は5.1節で後述)。

3.2. 裁許状の定型文言における「令」の異同

同じく非使役「令」の有無が文意に影響するかどうかを、他の資料でも検討する。鎌倉幕府発給の判決文書「裁許状」は定型化がみられ、判決末尾(書止文言)の多くが「依鎌倉殿仰、下知如件」(鎌倉将軍殿の仰せにより以上のように判決を下賜する、の意)で一定しているが、直前におかれる判決主文の文言は、定型化しつつもバリエーションがみられる。次の(26)-(30)における「a. 可全致沙汰/b. 可致沙汰」、「a. 可全領知」/b. 可領知」、「a. 可全領堂/b. 可領堂」、「a. 可全完済/b. 可究済」、「a. 可全停止/b. 可停止」等は、裁許状に散見する定型表現であるが、「令」の有無でバリエーションがある。

- (26) a. 任彼状, 可令致沙汰之状, 依鎌倉殿仰, 下知如件
 - 〔関東下知状 石見益田家文書 (鎌倉遺文 18823) / 1295 年〕
 - b. 任彼状. 可致沙汰之状. 依鎌倉殿仰. 下知如件

[関東下知状案 出羽中条家文書 (鎌倉遺文 10750) / 1270 年]

- (27) a. 任彼状, 向後無違乱, 可令領知之状, 依鎌倉殿仰, 下知如件
 - 〔関東下知状 近江朽木文書 (鎌倉遺文 12660) / 1277 年〕
 - b. 早守彼状, 向後無違乱, 相互可領知之状, 依鎌倉殿仰, 下知如件

「関東下知状 天野文書 (鎌倉遺文 24863) / 1313 年]

- (28) a. 守彼状. 向後無違乱. 可令領掌之状. 依鎌倉殿仰. 下知如件
 - 〔関東下知状案 入来院岡元家文書 (鎌倉遺文 17671) / 1291 年〕
 - b. 守彼状, 可領掌之状, 依鎌倉殿仰, 下知如件

〔関東下知状 島津家伊作文書 (鎌倉遺文 29218) / 1325 年〕

- (29) a. 至年貢·課役者,遂結解,守被定置之旨,可<u>令究済</u>之状,依鎌倉殿仰, 下知如件
 - 〔関東下知状案 播磨広峯神社文書(鎌倉遺文 28933) / 1324年〕
 - b. 次年貢未進事, 地頭無陳謝之上者, 対捍之条勿論歟, 不日遂結解, 可究

 $^{^{13}}$ 推定の論理をより詳細に述べると、たとえば(13)の条文では、 $^{(q)}$ にみられる「令」が、他本の同じ箇所には出現していない。注 8 に述べたように、 $^{(q)}$ は「清原系統本」に属する 伝本で、同系統内の $^{(i)}$ $^{(j)}$ $^{(k)}$ $^{(p)}$ $^{(u)}$ と相互に深い親近性があることが複数の指標(他 伝本にはない異同の共有)によって明らかにされているが、同系統の本を含めいずれの伝本 にもみられない「令」が $^{(q)}$ にのみ出現している。このことからこの「令」が追加された蓋 然性が高いと推定した。

済者, 依鎌倉殿仰, 下知如件

〔関東下知状 美濃秋山喜十所蔵文書 (鎌倉遺文 27810) / 1321 年〕

(30) a. 早可令停止通広濫訴之状. 依仰下知如件.

[関東下知状 肥前松浦山代文書(鎌倉遺文 6308) / 1244 年]

b. 早任先下知, 可停止彼使乱入之状, 依仰下知如件,

[関東下知状 播磨広峰神社文書 (鎌倉遺文 3166) / 1223 年]

このように、同じ動詞を用いて同趣旨の判決を述べる箇所に「令」の有無に揺れ があることは、『御成敗式目』のケースと同様、その有無が意味の違いに関与して いないことを示す。

4. 先行研究——「令」は意味を表出するか

前章で非使役「令」の有無が文意に影響しない事例を確認した。だが、これまで 和化漢文の「令」を扱った研究の多くは、「令」が何らかの意味を表出するとの前 提に立ち、主にその意味の解明を試みるものであった。来田隆(1989)は先行研究 を次のように整理する。

(31) 和化漢文における助動詞「令(シム)」の意味用法を見ると、使役(広い意 味での)と尊敬(「令~給」形式)の範疇に入らないものが少なからず用い られていて、その取り扱いには議論の多いところである。これまで、問題と なる「令」を使役・尊敬・謙譲の三類に摂する考え(青木孝 1964. 片岡了 1965. 中川浩文 1965) 14 のほか、「再帰用法」(榎克朗 1956)、「被支配待遇的 な表現 | (森野宗明 1963), あるいは 「荘重表現効果を有する補助動詞的用法 | (重見一行1977) 15 等といった説明が示されてきたが、いまだ充分解明され ているとはいえないのが現状であろう。 (来田 1989: 45-46)

¹⁴ これらの先行研究は、一言でいえば〈使役〉でないものを待遇表現と見る立場である。青 木(1964)は『吾妻鏡』を資料に〈使役〉〈尊敬〉〈謙譲〉に3分類し、特に〈謙譲〉について、 一人称の他、二人称(話者の権威を示す〈尊大語〉)、三人称にも〈謙譲〉の用法を認めるべ きとする。中川(1965)と片岡(1965)は、ともに親鸞の『三帖和讃』を資料とする。中川は、 青木と同様、使役・尊敬に解せない「令」を〈謙譲〉とする。片岡は、〈使役〉〈尊敬〉〈謙譲〉 に3分類する点は前の二者と同じであるが、二人称および三人称を動作主とする場合の「令」 は〈謙譲〉とは解せないとし、〈丁寧〉を表すとしている。

¹⁵ 重見(1977)は非使役の「令」に、「待遇表現的効果」があると説き、その機能を「荘重(乃) 至丁重――書状等)表現効果 | と呼んだ。地位の「下から上 | 「上から下 | を問わず使用さ れるが、「比較的には下から上への待遇表現効果」とする。根拠として、差出人/受取人の地 位関係が平衡的な「売券」(土地売買等の証文)の類に「令」が少なく、「候文」に多いこと 等をあげる。ただ事実としては,売券と候文の性質を兼ね備える文書も存在し,そこに「令」 が出現するケースもあれば、全く出現しないケースもある。また、『御成敗式目』等の武家法 や幕府発給の判決「裁許状」など、「上から下」への非候文にも「令」が多数出現することか ら、同論も認めるように、「令」はその上下を明確に決定づける類のものではない。なお、同 論が「補助動詞的」と呼ぶ機能については、本稿の動詞マーカー仮説と重なるものであるが、 この点は後述する。

46 永澤 済

ここに述べられるように、「令」の意味用法については様々な説が提示されながらも統一的な結論には至っていない。その主な理由は、「令」が真に意味を担っているケースと、そうでないケースとを一括し、後者をも意味の観点から説明しようとしたことによると考えられる。前章でみたように、中世和化漢文には「令」の有無が文意に影響しないケースが多くあり、本稿では、そのような非使役の「令」は意味よりも構文機能に目を向けることで理解できるとの見方に立つ。

次章で「令」の構文機能を考察するに先立ち、本章では先行研究で指摘された「令」 の表す意味についての議論を参照し、検討する。

4.1. 松下貞三(1975)

松下 (1975) は、和化漢文で書かれた『吾妻鏡』に出現する「令」の全用例を調 香し、次の9種類に分類した。

- I. 使役 1 (最も正常な形の使役「A が B に命じて C させる」)
- II. 使役 2 (〈使役 1〉の C のみ表現)
- III. 使役3 受身近似
- IV. 使役 4 許可·放任
- V. 使役5 なりゆき・有様・継続
- VI. 使役6 完了・確認
 - VII. 尊敬
- VIII. 謙譲
- IX. その他(丁寧/使役であって, 意志近似又は可能近似)

この〈受身近似〉〈完了・確認〉等の分類は、当該文脈をその意味に解釈し得るとは言えても、「令」自体がその意を表す根拠が示されておらず、「令」が全ての意を単独で担っているかは判然としない。来田(1989)は、これら分類の相互関係に「検討の余地が残されている」とし、次のような問題点を指摘した。

- 「令」単独で尊敬あるいは謙譲を表す用法を認めている。
- ・使役の用法を〈完了・確認(使役6)〉といった時制の概念を持ち込んで説明している。

4.2. 来田隆(1989)

この問題点をふまえ、来田(1989)は松下(1975)と同じく『吾妻鏡』を資料とし16、巻十までに出現する計1,210 例を次のように分類した。

- I. 使役(強制:236 例/放任:2 例)
- II. 尊敬: 474 例 17

¹⁶ ただし、松下 (1975) は国史大系本『吾妻鏡』を用いたのに対し、来田 (1989) は寛永三 年整版本『吾妻鏡』を用いている。

¹⁷いずれも「令~給」「令~御」で現れ、「令」単独で〈尊敬〉を表す例はないとされる。

III. 他動詞文構成の「令」18

- (i) 和語の他動詞語尾「ス」に相当する:9例
- (ii) 無意志動詞の意志動詞化と見られる:15 例
- (iii) 事態を動作主とする無意志動詞に付せられる:11 例
- (iv) 他動詞であることが、意味上明らかであるサ変動詞に付せられる:21 例

IV. 被支配待遇的表現 19

- (i) 被動(直接被動²⁰): 258 例/間接被動²¹: 12 例
- (ii) 許容依頼 22:114 例
- (iii) 恣意 23:68 例

このうち、本稿で扱う非使役「令」に関係するのは III と IV である。来田(1989)は分類 III「他動詞文構成の「令」」のなかに(iii)「事態を動作主とする無意志動詞に付せられる」例があることを見出すなど 24 、興味深い指摘をしている。しかし、以下【1】~【5】のような意味解釈が「令」によるものなのかという点に疑問が残る。

【1】III の(ii)「無意志動詞の意志動詞化」について、たとえば次の例で動詞「変」は、それ単独で「姿を変え」という意志的な意を表すとみることもできる。そうすると、「令」の添加による意志動詞化ではなく、もともと意志動詞であったとも考え得る。

(32) 其狐. 令変老翁. 忽然来授

「その(塚の)狐は老翁に姿を<u>変え</u>,突然やって来て(4:41)」²⁵

(来田 1989:51)

〔『御成敗式目』第16条〕(来田1982:102)

〔『御成敗式目』第14条〕(来田1982:102)

¹⁸ 使役表現と他動詞とは〈他者への働きかけ〉という点では同じだが、使役表現は〈使役主が動作主にその動作を動作主の意志・主体においてさせる〉ものであるのに対して、他動詞は動作主の意志・主体性を没却している点で、両者は表現性が異なるとされる。

^{19「}動作主の行為が、なんらかの支配下においてなされるという表現」とされる。

²⁰「支配者の直接的働きかけによる行為を表すもの」とされる。

 $^{^{21}}$ 「支配者の直接的働きかけではないが、その動作・状態が動作主の動作の要因になっている場合」とされる。

²²「支配主の許可を頂いてする行為である意を表す」もので、「~させていただく」という謙譲の意味あいを伴い、謙譲動詞とともに用いられるものがほとんどを占めるとされる。

^{23「}支配主の意志に反し、不利益を被らせる動作主の責任行為と捉える表現 | とされる。

²⁴ 来田 (1982) では、次の「露見」のように「令」は「非情物を主語とする動詞には付されることがない」とされていたが、その後、来田 (1989) では「事態を動作主とする無意志動詞に付せられる」例があることが見出されている点は、大きな進展といえる。

⁽¹⁾ 京方之咎縦雖露見

⁽²⁾ 実犯<u>露見</u>者主人難遁其罪

 $^{^{25}}$ 現代語訳は五味文彦ほか(編) (2008) 『現代語訳吾妻鏡』による。文末の「(4: 41)」は訳 文出典が同シリーズ「第 4 巻 p. 41」であることを示す(以下『吾妻鏡』の現代語訳について同じ)。

事実,次の例で「変」は「令」を伴わずに「改める」の意を表しており,意志動詞である。

(33) 殆叶人主之體也依之,忽變害心,奉和順 「まったく人の主となるに相応しい様子をみて,(広常は)たちまち殺害しよ うとしていた心を改め,進んで従ったという(1:36)」

〔『吾妻鏡』 / 1180 年〕

一方で、同じく(ii)に分類される次の例で、「令達」は「練達している」という 状態の意で解釈するのが自然であり、「令」が添加されても意志動詞化していると は認め難い。

- (34) 雖為僧, <u>令</u>達武芸之間, 今度相伴之, 云々 「僧ではあっても武芸に<u>練達している</u>ので, この度伴ったという (4:103)」 (来田 1989:51)
- 【2】IIIの(iii)は、「事態を動作主とする無意志動詞に「令」が付せられる」ことにより、「事態の実現が人為的意図的なものであるという意」を示すに至った例とされる。しかし、次の「露顕ス」「風聞ス」が、「令」の添加を契機として「人為的意図的なもの」に変化しているとは認め難い。
- (35) 長門江太景国, 蒙御臺所御気色, 是奉扶持御妾若君[中略]事, 依全露顕也 「長門江太景国が御台所(政子)の御不興を蒙った。これは, [中略]御妾(藤 原時長の娘)の産んだ若君(のちの貞暁)を養育していたことが<u>発覚した</u>た めである(3:89)| (来田 1989:51)
- (36) 平家薫類等, 在伊勢国之由, 依<u>令風閒</u>, 遣軍士之時 「平家の党類らが伊勢国にいるという<u>噂が伝えられる</u>と,「軍士を派遣した時 は…(2:37)」 (来田 1989: 51)
- (35) の「令露顕」は「発覚した」の意, (36) の「令風聞」は「噂を聞いた」の意を表すが、これが「人為的意図的」に生じたことを述べていると積極的に解釈する要素はない 26 。
- 【3】IV「被支配待遇的表現」の(i)「被動」は、「動作主の動作・行為が他者の強制によってなされる」意を表すとされ、「直接被動」と「間接被動」に下位分類される。次の例が「直接被動」の例で、「令」により「頼朝の命令に従って(勤仕

²⁶ (36) の例を、来田 (1989) は (iii)「事態を動作主とする無意志動詞に付せられる」に分類しており、動作主を「平家薫類等、在伊勢国之由」(噂の内容)とみているが、実際にはこの部分は「令風聞」の目的語であり、真の動作主は「武衛 (源頼朝)」(人物) であると思われる。そのように解釈すると (iii) に分類される例ではなくなる。

する)」という「支配者の直接的働きかけ」を表すとされるが、ここでの命令の意は「令」ではなく、同行1字目の「可」(べし)によるとみるべきである。その証として、同様の命令を述べる「可致其勤」の箇所には「令」が使われていない。

(37) 下 若狭国 松永并宫川保住人/可早任先例, <u>令勤仕</u>国衙課役事 [中略] 早付地頭事之外, 於国衙之課役者, 停止非法之妨, 任先例<u>可致其勤</u>之状如件, 以下,

「下命する。若狭国松永ならびに宮川保の住人に。早く先例どおりに国衙の課役を勤めるべき事。[中略]早く地頭として認められている以外の国衙の課役については、非法の妨げを停止し、先例にしたがってその勤めを果たすように。よって下命する。(4:39-40)| (来田 1989:54)

この他、来田(1989)の「直接被動」の例は、共起語「可」や文脈により命令の 意を表しているものが多く、必ずしも「令」によるものとはいえない²⁷。

- 【4】IVの(ii)「許容依頼」は、「支配主の許可を得てする意であり、「~させていただく」という謙譲の意味あいを伴うもの」とされ、次のような例があげられる。しかしその意は「令」によってではなく、「参上」「拝見」といった謙譲動詞自体の意味によると考えられる 28。
- (38) 直実此間在国, 今日<u>令参上</u>賜件下文 「直実はこの間在国していて, 今日<u>参上した</u>のでその下文を賜った (1: 109)」 (来田 1989: 56)
- (39) 六月一日御教書,七月廿八日到来,謹以<u>令拝見</u>候訖 「六月一日の御教書が七月二十八日に到来しました。謹んで<u>拝見いたし</u>ました(3:77)」 (来田 1989: 56)
 - 【5】IVの(iii)「恣意」は、「支配主 29 の意志に反し、不利益を被らせる動作主の

(1) 而為庄内田地七町作人, <u>令世渡</u>之由言上 「庄内の田地七町の作人として経営し<u>世を渡って参りました</u>, と言上したので, (3: 117) | 「来田(1989: 55)〕

この例で来田(1989)は、「作人」の「世渡」が「支配者の直接的働きかけ」のもとで行われたと見なし、その意を「令」が担っているとする。しかしこの解釈は、(37)のような例を「支配者の直接的働きかけ」によると見なした場合に、そのアナロジーとして可能となるものであり、ここでは(37)の類の「令」の解釈が確かでない以上、その意味を読み込むことはできない。

²⁷ 来田(1989)は次のような例を挙げ、「仰せ」「下知」などの明示的な命令の形をとらずとも「令」により「支配者の直接的働きかけ」の意が表れると指摘する。

²⁸ 来田 (1989) も「許容依頼」の例は「謙譲動詞とともに用いられるものが殆ど」とする。 ²⁹ 来田 (1989) は、「命令」や「強制」の主体といった、動作主の動作・行為の成立に関与する他者を「支配者」「支配主」と呼ぶ。

責任行為と捉える表現」で、意志的行為の場合には「(動作主が)支配主の意志に反することを故意にする」意と説明されている。だが、(40)は「違背」自体、(41)は「内奏」と共起する「恣」(「勝手」の意)によって既にその意が表出しているとみられ、「令」の添加によるとみる積極的な根拠はない 30。

(40) 縦雖令違背予, 争不憚後聞乎

「たとえ予 [= 私 (頼朝)] に<u>逆らうとしても</u>, どうして後世の聞こえを憚らなかったのか。(2:118)」 (来田 1989:57)

(41) 近日,遠江国,居住御家人等,以武威,恣<u>令内奏</u> 「近頃,遠国に居住する御家人らが関東の権威を背景に勝手に<u>朝廷に内々の</u> 申し出を行い(2:110)| (来田 1989:57)

以上、松下(1975) および来田(1989) の分類は、当該文脈をその意に解釈し得るが、それら多種の意味を「令」自体が担っていると積極的には認め難いケースを多く含む。先行研究の多くは、実際には意味を表出していない「令」をも含めて意味分類しようとした結果、以上のような複雑な意味分類が生じたものと考えられる。

5. 「令」の機能

前章までの考察で、非使役「令」の使用は任意であり、先行研究で指摘されてきたような細かな意味の違いには関与していないことを確認した。では、そのような形式がなぜ中世和化漢文で多用されたのであろうか。そこには、意味とはやや次元の異なる、構文的機能があったと考えられる。以下、非使役「令」の機能について分析する。

5.1. 動詞マーカー仮説――「令」を追加する構文的メリット

3.1 節に述べたように、『御成敗式目』諸本間には「令」の有無に関して全 40 箇所の約 30% に上る相違がある。その中で、特に以下(42)-(45)の各例において諸本 (q) (c) (m) (h) (s) は、それ以外の大半の諸本で「令」の現れない箇所に「令」が出現している(脱落ではない)ことから、単なる写し間違えではなく、何らかのメリットがあって後から「令」が追加された蓋然性が高い。この点は、「令」の機能を考察するうえで注目に値する。

まず、これらの箇所を仮名書の御成敗式目でどう読んでいるか、底本を a、対応 する仮名本(前掲『中世法制史料集第1巻 鎌倉幕府法』附録)³¹を b に示し、両

³⁰ そもそも、IV「被支配待遇的表現」の「動作主の行為が、なんらかの支配下においてなされる」との意は、下位分類 (iii)「恣意」の「(動作主が)支配主の意志に反することを故意にする」意と矛盾するように思われる。また仮に、「令」がそのどちらの意味をも表す可能性を考えた場合、そのような互いに反する意味を一つの形式で表現する可能性は低いだろう。

³¹ 同書に「御成敗式目假名抄」として採録された、曾根研三氏所蔵の天文二年書写冊子本。 同書「解題」p. 457 によると、書写は室町末期、淸三位宗尤(船橋宣賢)相伝と奥書にあるこ

者を比較してみる。

- (42) a. 若及大破言上子細、「もし大破に及び事実を言上したら、」[= (13) 抜粋]
 - b. 若大破に及子細を言上せは

「『御成敗式目』第1条〕

- (a): 「言上」の前に「令」あり。
- a. 猶以違犯者, 「これに<u>違反し</u>たら,」[= (14) 抜粋] (43)
 - b. なをもて違犯せは

「『御成敗式目』第4条〕

- (c):「違犯」の前に「令」あり
- a. 或子或孫於殺害父祖之敵者,「もし子や孫が父や先祖の敵を殺害した場 合は, 」[= (16) 抜粋]
 - b. 或は子或は孫父祖の敵を殺害せんにおいては 〔『御成敗式目』 第 10 条〕 (m):「殺害」の前に「令」あり。
- (45) a. 可改補地頭代也,「地頭代を改替するように。」[= (16) 抜粋]
 - b. 地頭代をあらため補せらるへき也

〔『御成敗式目』第 32 条〕

- (h) (s): 「改補 | の前に「令 | あり。
- (42)-(45) の a における「言上 | 「違犯 | 「殺害 | 「改補 | を. b の読み下しでは 「言上せ」「違犯せ」「殺害せ」「あらため補せ」と、動詞「す」を補って読んでいる。 aには「す」にあたる形式は現れておらず、名詞か動詞かが判然としないが、直後 に目的語があったり((42)「子細」,(44)「父祖之敵」,(45)「地頭代」),条件節の マーカー「者」が後続したりしている((43))ことにより、動詞であることが一応 担保されている。
- 一方、次の(46)aにおける「披見」は、後続する目的語や条件節等がないため、 当該部分を名詞で読むか動詞で読むかは完全に読み手に委ねられる32。
- (46) a. 披見之處, 若爲謀書者, 尤任先條可有其科, 「検証して, もし偽書であれ ば、先述のとおり罪科を科す | [= (18) 抜粋]
 - b. 披見の處にもし謀書たらは尤も先條に任て其科あるへし

「『御成敗式目』第15条〕

(s): 「披見」の前に「令」あり。

故に読みの揺れが生じ. b の読み下しでは「披見の處」と名詞で読まれているが. 諸本のうち(s)「蘆雪本式目抄」では「披見」の前に「令」が置かれ動詞として読 まれている。

いま、これを逆にみると、当該語の前に「令」を置けば、名詞か動詞かの選択を 読者に委ねることなく, 必ず動詞として読ませることができる。本例において「令」

とから読法は清原家説とみられ、式目制定当時の読法を伝えてはいない。

³² ここでの「読む」とは、音声化に限定するものではないが、脳内で訓読に類する語順の変 換や助詞・活用語尾・接辞等の補足が行われていたものと考え得る。その一つの例が前掲注 の「御成敗式目假名抄」とみることができる。

を加えたメリットは、そこにあったと考えられる。また、先の(42)–(45) の各例で伝本(q)(c)(m)(n)(n)(n)(n)(n) に加えられた「令」も、後続語が名詞ではなく動詞であることを(後ろの目的語や条件節により担保されてはいるものの、より積極的に)明示し得ている。つまり、「令」は動詞マーカーとして機能しているとみることができる。

以上のようにみると、「令」の機能は、日本語の軽動詞「する」が名詞を動詞化する働きに似ている。中世和化漢文は、中国漢文をベースに専ら漢字のみを使用する表現手段であり、日本語をそのまま写し取ることはできない。特に、日本語の特徴である助詞や接辞の類を表しにくく、よって品詞の区別は明示的でない。「令」はその制約下で、名詞から動詞を区別するマーカーとして機能し、和語の軽動詞「する」の代替形式として多用されたと考え得る33。

以上の仮説を支持する事実として、『御成敗式目』の非使役「令」40箇所のうち、 諸本 21 点の全てで相違なく「令」が現れる(「令」を置くメリットが大きい故に書

33 重見 (1977) は、「令」の機能の一つを「動詞性の付与」とし、「「ス」なる和語動詞を最底 膠着せざるを得ない膠着語性を、漢文文章そのものの中に獲得する過程での変容であろう」 (p. 25) とみている。この点は本稿の動詞マーカー仮説と重なる。ただ、重見がその根拠に「令」は「音読熟語動詞に付される場合の多いこと」をあげている点は、なぜそれが根拠たるか疑問が残る。おそらく、和語動詞「す」が漢語(音読語)に付される場合との類似性に基づくものと思われるが、重見氏自身の調査結果が示すように、「令」は和化漢文において和語動詞に付される場合も少なくはない。以下にあげる例のほか、「預(あづく)」「預置(あづけおく)」「痛申(いたみまうす)」「行(おこなふ)」「及(およぶ)」「定置(さだめおく)」「背(そむく)」「盗取(ぬすみとる)」「盗(ぬすむ)」「申(まうす)」「全(まったうす)」「譲得(ゆづりう)」(読みは仮名文書等から推定)など、和語動詞に「令」が付されている例が多数ある。

- (1) 況令與恥辱於前司者,可被處別過怠也,[あたふ] [『御成敗式目』第 46 条]
- (2) 犯人令出来候之時者, 雖全召渡其身候, 使者乱入者, 可全止之候, [めしわたす, とどむ] [三河額田郡公文所請文写 三河瀧山寺文書(鎌倉遺文 20400) / 1300 年]
- (3) 右,修造之後,年序相積之間,令及破損云々,早支配前々勤来郷々,可<u>令加</u>修理也, [くはふ] [関東御教書案 摂津多田院文書(鎌倉遺文 5241) / 1238 年]

一方で, たとえば音読語「違背(いはい)」は, 鶴岡本『御成敗式目』に 3 例(第 14 条に 1 例, 第 19 条に 2 例) 現れるが, いずれも「令」が付されていない。

(4) 代官或抑留本所之年貢,或違背先例之率法者,雖爲代官之所行,主人可被懸其過也 [『御成敗式目』第14条]

よって、「令」の機能の根拠を、付加される動詞が漢語か和語かの違いに求めることについては、検討の余地がある。なお、重見(1977: 33)によれば、「令」が音読熟語の名詞性を動詞化する役割を担っていたことを最初に指摘したのは来田(1974)で、続く来田(1982: 102)でも「漢語サ変動詞は、語の認定が文構造に委ねられる和化漢文という表記体に於いては、体言との区別が紛らわしいものである。下に客語なり補語なりが置かれているか、助辞類が動詞の上に置かれている場合は別として、そうでない場合は殊に体言と誤認され易い。かかる表記体に於いて、問題の「令」は、漢語サ変動詞表示として、有効に機能している」と述べている。だが同論文内で「問題の「令」には、少数ながら和語の動詞に接続する場合があり」「非情物を主語とする動詞には付されることがない」(後者は来田 1989 で修正)との理由で、「漢語サ変動詞表示の役割」説を自ら否定した。その後、本稿 4.2 節で検討した来田(1989)が書かれた。

写過程で維持されやすかったと考え得る) 27 箇所は, 大半(約70%) の 19 箇所で, 次のように、助動詞「可」をはじめ動詞を措定する要素(「不」「宜」「雖」等)と 共起していない。そこに「令」が動詞マーカーとしての機能を強く発揮していると 考えられる。

(47) 諸国地頭令抑留年貢所當事

「諸国の地頭が年貢所当を不法に自分の元に留め置くこと」

〔『御成敗式目』第5条〕

奉行人若令緩怠空經二十ケ日者於庭中可申之

「裁判奉行人がもし怠けて無駄に20日間が過ぎた場合は裁判所に申し出るべ しし 〔『御成敗式目』第29条〕

(47) は、「諸国の地頭、年貢所當を抑留せしむる事」と読めるが、「令」がなかっ た場合.「地頭|「抑留|「年貢|といった名詞の羅列でしかなく. 文構造(日本語 的読み下しの順序)が即座に解し難い。その点、「令」によって動詞をマークする ことにより、その前後の語が主語・目的語であるとの見当が即座につき、SVO 構 造が格段に捉えやすくなる。(48) は、「若し緩怠せしめ、空しく二十カ日を経れば」 と読めるが、「令」がなかった場合、「若し」の後の「緩怠」を、一見すると主語と も取り得るし「緩|を副詞的に取る可能性もある。その点.「令」が「緩怠」を動 詞として措定することにより、文構造の理解が容易になる。このような箇所で、「令」 を置くメリットは高く、書写過程で維持されやすかったと考え得る。

同様に、「令」を後から追加したと考えられる上記(42)-(46)も、(45)を除き 動詞を措定する要素がない。動詞マーカー「令」を追加するメリットが強くあった とみることができる。

5.2. 「令」が強く非義務化されるケース

ここで逆に,構文的に「令」が無くてもよいケースについて考えたい。『御成敗 式目』に出現する「令」の有無に諸本間の相違がある 13 箇所のうち(15)(17)(22) は、大半の伝本に「令」があることから、(追加ではなく)脱落したケースとみら れるが、それぞれ、「知行」「召禁」「申」は、「不」「可」という他の助動詞によっ て動詞であることを既に措定されており、「令」を置くメリットは相対的に小さかっ たとみることができる。

また、先に3.2節で「裁許状」の判決主文が定型化しつつもバリエーションが多 くあることを示したが. (26)-(30) に挙げた例「a. 可令致沙汰/ b. 可致沙汰」,「a. 可 令領知」/b. 可領知」,「a. 可令領掌/b. 可領掌」,「a. 可令究済/b. 可究済」,「a. 可 令停止/b.可停止」のように、いずれも「可」を有し、「可」によって既に「致」「領 知」「領掌」「究済」「停止」は動詞として措定され、「~す」(べし)」と必ず読める。 そのことが「令」使用の任意性を高め、その有無について上のようなバリエーショ ンを生んだと考えることができる。

5.3. 形容詞類の動詞化

「令」を軽動詞「する」の代替形式とみることについて、以下の事実もそれを支持する。非使役「令」は「S 令 V」構文をとり、通常、V には動詞(「紛失」「言上」「知行」「究済」等)が立つ。しかし、今回の調査で(49)–(53)のように V に形容詞が立つ例が少数ながら見つかった。

- (49) 又曰,有信者令有幸,不信者令不幸云々
 - 〔後白河院庁下文 高野山文書宝簡集 (鎌倉遺文 101) / 1186 年〕
- (50) 近日猶以悪行令顯然之条,近々豊筑発向之覚悟候
 - 〔大友義鑑書状 熊谷家文書 (大日本古文書家わけ 14-118)) / 1532 年頃〕
- (51) 件田地者, 近年不作之間, 年貢令無足畢,

[中院藤賀丸代道椿作所識作主方地子契約状 東大寺文書 (大日本古文書家わけ18-850) / 1429年]

- (52) 然今不書載実名, 只浄賢房云々, 奸曲之至, <u>令必然</u>者也,
 - 〔万陣法師申状 東大寺文書 (鎌倉遺文 23217) / 1308 年〕
- (53) 所書載和与状之田畠員数令不足者, 自地頭方可入立者也

〔六波羅下知状案 紀伊金剛峯寺文書(鎌倉遺文 31116) / 1330 年〕

この「不幸」「顕然」「無足」等は、(54)-(56) のように限定用法と叙述用法をもち、通常は形容詞として用いられる語である。

- (54) a. 若自不幸事出来時者,
 - 〔全賢譲状案 山城醍醐寺文書(鎌倉遺文 2935) / 1222 年〕
 - b. 我亦不幸也, 〔貞慶逆修願文 東大寺文書(鎌倉遺文 976) / 1198 年〕
- (55) a. 所申若為顕然之僻事者. 給問状事. 〔『御成敗式目』第 51 条〕
 - b. 譲与湯浅云々, 其証文顕然也,

[関東御教書案 紀伊崎山文書(鎌倉遺文 1803) / 1209 年]

(56) a. 可宛無足之欠分由, 欲被宣下,

[造酒司解 平戸記 (鎌倉遺文 5636) / 1240 年]

b. 近年令不作間, 土貢無足也,

〔東大寺法華堂堂衆等連署作所識地主方地子契約状 東大寺文書 (大日本古文書家わけ 18-853) / 1429 年〕

(49)–(53) では、そのような形容詞類が「 $S \Leftrightarrow V$ 」における V の位置に立ち、動詞化されている。(49) は「不幸になる」、(50) は「明らかになる」、(51) は「納入がない」、(52) は「間違いない」、(53) は「不足する」の意を表している。これらは、「令」の動詞化機能に基づく表現とみられ、現代日本語で「明確(- な/ - だ)」「不審(- な/ - だ)」のように通常は専ら形容詞(形容動詞)として使用される語が、時に「する」と結合し「明確する」「不審する」のように動詞化されるのと類似している。「令」が軽動詞「する」の代替形式であることの証左といえる。

5.4. 非意志動詞との共起

ここで,「令」が共起(動詞化)する語の範囲を確認しよう。使役の「令」は意 志動詞としか共起しないが、非使役の「令」は次のように「死夫」「荒廃」「参差」 「焼失|「紛失|「有|「風雨|「満作|「出来|といった非意志動詞とも共起する。

- (57) 得讓狀後,其子先于父母令死去跡事〔『御成敗式目』第20条〕「=(2)抜粋〕
- (58) (五郎検校入道) 令打彼犬之処, 存外令死去歟,

[鎮西下知状 山田文書 (鎌倉遺文 20476) / 1300 年]

(59) 右, 教念則, 収納之最中, 召具百姓於他鄉, 経数月之間, 当島令荒廃之旨訴 之, 広行亦隨要用召仕之条, 先例也,

[関東下知状 東寺百合文書マ (鎌倉遺文 19070) / 1296年]

(60)両方之申状. 雖令参差.

「摂関鷹司兼平家下文 摂津勝尾寺文書(鎌倉遺文 8878) / 1262 年]

- 而雑掌方下知状,於参河国八橋宿,令焼失之由申之間,以先度符案,重所被 (61) 写下也者. [関東下知状 尊経閣所蔵文書(鎌倉遺文 8775) / 1262 年]
- 於件正文者, 惣領和田七郎茂明牢篭之時, 全紛失云々, (62)[関東下知状 越後三浦和田文書(鎌倉遺文 29147) / 1325 年]
- (63) 又曰,有信者令有幸,不信者令不幸云々 [= (49) 再揭]
- (64)令風雨若時.

〔伏見上皇宸筆願文 守屋孝蔵氏所蔵文書 (鎌倉遺文 24789) / 1313 年〕

(65) 吉田村卅一坪則杤畑也, 彼田領有杤木, 依其陰, 田地不熟之間, 暫雖令不作, 伐彼木之後, 所令満作也, 仍号杤畑之由, 信連申之処,

[関東下知状 高野山文書宝簡集(鎌倉遺文 22722) / 1306 年]

(66) 向後若違乱令出来之時者.

「心寂契約状 大和興福寺文書 (鎌倉遺文 16022) / 1286 年]

以上のように、非使役「S 令 V | 構文の V に立つ語は、「領掌 | 「知行 | 「下知 | 「披露 | 等の意志的行為、「死去 | 等の非意志的現象((57)(58)の如く主体は人間 でも動物でも可). および「荒廃」「参差」「焼失」「紛失」「有」「風雨」「満作」「出 来」等の無生物が主体となる事象((59)-(66)), そして前章にみたように「不幸」 「顕然」「無足」等の本来は形容詞である語まで幅広い。「令」はそれらに対して動 詞マーカー. あるいは動詞化の機能をはたしている。

6. 「令」と「致」の違い

以上、「令」が軽動詞「する」に近く、動詞化の機能をもつことを示したが、同 じく和化漢文で使用される「致」も「する」に似た機能をもっている。次の類似の 文脈 ab で比べると、両者の表す意味はほぼ同じである。

(67) a. 任彼状, 可致沙汰之状, 依鎌倉殿仰, 下知如件,

〔関東下知状 出羽中条家文書 (鎌倉遺文 5626) / 1240 年〕

b. 任先例, 可令沙汰之状如件,

[吉田社神主小槻某下文 常陸吉田神社文書(鎌倉遺文 2034) / 1213 年]

(68) a. 次如文永状之誡詞者,至子孫,致違乱者,吉富庄同可申給云々,

[関東下知状 冷泉家文書(鎌倉遺文 24928) / 1313 年]

b. 但背和与之状, 至于堺於令違乱者, 互可取其分限,

[藤原光定和与状 山城仁和寺文書(鎌倉遺文 13105) / 1278 年]

「令」と「致」については、重見(1977: 29-30)が「(鎌倉期の実用和化漢文において) 漢語熟語に直接付いてその熟語を動詞化する場合がある」等の共通性を指摘しつつも、詳細は「後考にまちたい」としている。それ以前の研究で、青木(1964: 31)も次の頼朝の下し文を例にあげ、「<u>令</u>謹仕国衙課役」と「可<u>致</u>其勤」の意が共通することから「「令」は「致」と同意」とみている。

(69) 下 若狭国松永并宫川保住人

可早任先例令謹仕国衙課役事

右件所々, 地頭宮内大輔重賴, 寄事於所職, 押妨国事由, 依国解, 自院所被仰下也, 早付地頭事之外, 於国衙之課役者, 停止非法之妨, 任先例可致其勤之状如件, 以下,

文治四年九月三日

[『吾妻鏡』 寛永版本 / 1188 年] (青木 1964: 30)

しかし次の調査を行った結果、「令」と「致」は一部で類似の働きをするものの 共起語(「令」については 5.4 節に既述)に相違があり、両者の機能は異なること が明らかになった。

6.1. 調査

まず、「鎌倉遺文フルテキストデータベース」(以下、「鎌倉遺文 DB」)を用いて 予備調査を行った。その結果、たとえば「焼失」は「令」との共起例 75 例に対し「致」 は 0 例、他方「狼藉(狼籍)」は「令」との共起例 0 例に対し 34 「致」は 384 例とい うように、語によって「令」と「致」との共起に明確な違いがあることがわかった。

^{34「}鎌倉遺文 DB」において「僧信西等連署訴陳状 (72627)」(下総中山法華経寺所蔵日蓮筆 双紙要文一二 - 一三裏文書)に「忽緒□□令狼籍、剰無実申付罪科、□語道断事」とあり「令狼籍」の1例が見出される。しかし、「令」字と読まれた箇所は同文書中の他の2箇所の「令」とは字体や大きさが異なり、1文字ではなく2文字で「人之」等とも読める。本文書は紙背文書で、当該箇所にかかる行頭1~2文字(「□□」部分)が欠損していることもあり、「令狼籍」との読みには疑問が残るため、本例については集計から除外した(以下【別表】でも同)。いずれにしても、「狼藉(狼籍)」と「致」の共起数は384例であり「令」と比べて圧倒的に多い。

そこで、調査対象語の範囲を次の 293 語に広げ (語の選定方法は以下に述べる), 各語について「鎌倉遺文 DB」における「令」および「致」との共起数を調査する こととした。

沙汰/勤仕/下知/知行/停止/存知/領掌/領知/披露/沽却/狼藉(狼籍)/ 押領/寄進/注進/言上/安堵/違乱/備進/濫妨/懈怠/相伝/弁済/和与/ 究済/訴訟/案堵/抑留/露顯/勒行/管領/対捍/免除/殺害/違背/違犯/ 参洛/進上/補任/糺返/拝領/支配/訴申/参上/難渋/進退/死去/進済/ 注申/讓与/進覧/耕作/催促/上洛/処分/下向/所務/相触/落居/焼失/ 相違/未進/押妨/配分/下行/乱入/居住/濫訴/還補/成敗/欠如/紛失/ 相論/承伏/開発/入部/進止/掠申/追出/張行/参差/点定/相博/披見/ 改易/寄附/立用/庄務/弁勤/奉公/領作/扶持/売買/懇望/刃傷/弁償/ 建立 / 断絶 / 乱妨 / 減少 / 自称 / 合力 / 中分 / 治定 / 請取 / 非法 / 敵対 / 破却 / 取進/越訴/参決/逐電/非論/殺生/引募/叙用/還住/契約/追却/風聞/ 同意 / 停廃 / 逝去 / 明申 / 不忠 / 収納 / 追捕 / 修理 / 出帯 / 興隆 / 没収 / 申請 / 押取/異論/加増/召仕/打渡/弁申/変改/依違/義絶/下国/追放/請申/ 苅取/寺納/折中/実検/打擲/朽損/禁制/帰国/押作/他界/拘惜/荒廃/ 在国 / 免許 / 符合 / 徵納 / 散在 / 開作 / 逃脱 / 勧農 / 裁許 / 改補 / 養育 / 各別 / 分譲/加判/隱密/申置/逃失/預置/離別/偽訴/疎略/書載/書置/教訓/ 逃散/弁納/侘傺/宛作/支申/夜討/与力/混領/分領/辞申/出家/直納/ 難済/勘落/不作/放火/悔返/祈申/欠取/逗留/不孝/収養/満作/宛行/ 居置 / 尋問 / 入眼 / 入置 / 和平 / 対論 / 糺決 / 宛催 / 約束 / 掠給 / 検見 / 責勘 / 放言/減失/儀絶/見参/構出/取棄/書出/申定/責書/逃去/聞及/立券/ 京方/腹黒/看病/公平/教養/相従/請進/召決/切取/相交/入筆/分付/ 宛置 / 引取 / 苅置 / 棄破 / 転倒 / 便補 / 奉備 / 来臨 / 宮仕 / 裁断 / 海賊 / 結解 / 謀書 / 恩給 / 散田 / 引隠 / 過分 / 混合 / 相語 / 入海 / 比校 / 放免 / 連署 / 能治 / 非例 / 引割 / 引載 / 各納 / 勘堂 / 見継 / 構結 / 済弁 / 算勘 / 取持 / 取返 / 称作 / 賞翫 / 切開 / 相宛 / 存申 / 追徵 / 点取 / 同居 / 配宛 / 壳失 / 付申 / 望勤 / 密通 / 蜜懷/優如/与借/与返/落勘/搦置(用例数順, 計293語)

語の選定にあたっては、瀬野精一郎(編)(1986)『鎌倉幕府裁許状(関東裁許状)』 所収の文書のうち「鎌倉遺文 DB」に収録され電子検索が可能な計 364 通を用いて、 非使役「令」または「致」との共起例が少なくとも 1 例以上ある、漢字 2 字構成 語 35 全 293 語(異なり語数)を抽出した 36。

^{35「}令」との共起語の大半が「2字構成語」で、それ以外の1字語「行」「申」「取」等や、3字以上の「沙汰付」「一円進止」「神事勤行」等は少数で、かつ「致」との共起例も稀であることから、2字構成語に絞って調査した。

³⁶ 語の選定は、一定範囲の全数調査を行う方針とし、瀬野(編)(1986)の裁許状を用いることとした。裁許状は鎌倉幕府による判決文で、内容・様式には判決の特殊性もみられるが、

次に、293 語について「鎌倉遺文 DB」所収の全文書約36,000 通における「令」「致」との各共起数を調べ、そこから比率(「令」に対する「致」の共起数の割合)を算出し、比率の高い順に並べ、稿末【別表】に示した(少数第3位を四捨五入)。ただし表中には「令」「致」との共起数の合計が9未満のデータ113語分は含めず、10以上の180語のみ示してある37。

6.2. 結果と考察

6.2.1. 共起語の偏り

【別表】にみるとおり、用例総数は「令」が 13,906 例 (異なり語数 174)、「致」が 4,012 例 (異なり語数 95) と、「令」が「致」より圧倒的に多く、用例数では 3 倍以上、異なり語数で 2 倍近くの開きがある。

このなかに、上述のように「令」または「致」のどちらかとしか共起しない(他方は0例の)語――【別表】でグレーの網掛けを付した――がある。「令」としか共起しない語は85語(異なり語数)で、上掲(5.4節)の「焼失」「参差」「死去」等の非意志動詞から「披露」等の意志動詞まで幅広い。一方、「致」としか共起しない語も、僅か6語(「狼藉(狼籍)」「非法」「不忠」「異論」「偽訴」「疎略」)ながらある。この共起語への指向性の違いは何によるのであろうか。

6.2.2. 「致」と「令」の違い――共起語が名詞か動詞か

両者の違いとして、まず共起語の品詞性が異なる。「致」の共起語は名詞的性格をもち、それ故に「其」のような連体修飾語を伴う「<u>致其勤</u>(その勤めを致す)」(96例)、「<u>致其妨</u>(その妨げを致す)」(49例)、「<u>致其煩</u>(その煩いを致す)」(25例)等の例が「鎌倉遺文 DB」に多数みられる(カッコ内は用例数)。「其」以外にも「<u>致公平之沙汰」「致勧農沙汰」「致直納沙汰」「致過分之沙汰」「致過分狼藉」「致達乱煩」「<u>致未進懈怠」「致進済之忠」</u>等、連体修飾語句を伴う多くの例がある。すなわち「致」はそれら「名詞」を目的語にとる「動詞」である。</u>

穐田定樹(1975)によると、「致」はもともと原義が和語「いたす」(いたらせる)と重なるところから「致=いたす」として「禍」「民苦」「命」等を目的語にとる語であった。そこから「尽、提供」などの意を派生させ、「祈祷」「違犯」の類の目的語をとる用法を媒介に「(行為)する」意にも解され、12世紀以降「なす・する」意でのみ解釈し得る用法が増加した。その間、次のようにヲ格名詞をとらない「いたす」が和文に出現したが、当時まだ少数であった。

(71) 丹生野八郎光春が狼藉いたす事は…

〔関東御教書/1184年(平安遺文4171)〕(穐田1975:12)

文法・文体は武士の和化漢文の一般的特徴を反映した資料といえる。

 $^{^{37}}$ 「10 以上」とした理由は、出現数が少ない語を排し一定の出現数のなかで「令」「致」との共起を比較するため。

(72) 御文委披見いたし候畢。

「日蓮書状/1276年(昭和定本日蓮聖人遺文209)」(同)

ヲ格をとらない「いたす(致) について国立国語研究所「日本語歴史コーパス」 で鎌倉時代の用例(語彙素読み「イタス」)を調べると、184 例中 1 例「芳心いた されけり | (『十訓抄』 / 1252 年) のみである。当時はまだヲ格をとらない用法が 一般化していなかったことがわかる。以上から考えて、6.1 節の調査で「鎌倉遺文 DB | より抽出した「致 | は、まだ「狼藉致ス | のような補助動詞としては確立し ておらず、「狼藉ヲ致ス」のようにヲ格名詞句を目的語にとる動詞とみるべきもの といえる。

一方「令」の場合は、共起語が連体修飾語句を伴う例は稀であり、共起語の名詞 的性格は弱い。「令其勤 | 「令其妨 | 「令其煩 | の例はいずれも 0 例である 38。すなわ ち第5章でみたように、「令」は動詞のマーカー、あるいは動詞化の機能をもつも の(それ自体は動詞ではない)であり、その働きによって共起語は「動詞」的性格 を帯びる。

以上の違いによって、一部の語が「致」とのみ選択的に共起した理由も説明し得 る。すなわち名詞にとどまる語であれば「致」とのみ共起し、動詞化され得る語で あれば「令 | とも共起した 39。 つまり 当時の 「致 | は. 現代日本語の軽動詞「する | がもつような汎用的な動詞化機能をまだ獲得しておらず. 和化漢文においては「令 | がその機能を担っていたといえる。

6.2.3. 「致」が優勢の意味領域

ここで、「致」との共起が優勢となる意味領域に目を向けてみる。名詞の中でも,

³⁸ ただし, 「沙汰」については「令其沙汰」の例が「鎌倉遺文 DB」に 5 例みられ,修飾語を 前接させる例は皆無ではない。「致其沙汰」が 1.000 例以上であるのに比べると圧倒的に少数 で、例外的なケースと捉えてよいだろう(「令其沙汰」は「致其沙汰」から類推的にうまれた 用法かと思われる)。

³⁹ 名詞にとどまるか動詞化されるかを決める要因は種々あったと思われるが. 【別表】が示す 分布のあり方は固定的なものではなく、歴史的な変遷の一過程とみられる。たとえば同表 No. 107「下向(社寺への参拝から帰ること、都から地方へ下ること)」は、「まだ未に<u>下向し</u>ぬべ し」〔『枕草子』 / 1001 年頃〕との例があり、比較的早くから動詞用法を確立していたことが うかがわれる。このような語の場合は「令」と共起しやすかったであろう。一方, No. 1 の「狼 藉(多くの物が入り乱れていること、乱暴、不法行為)」は、「若所納物有狼藉者」〔『延喜式』 / 927 年〕等の名詞例. 「落葉頗る狼藉なり」 〔『平家物語』/ 13C 前〕等の形容詞例はあるが. 動詞例の出現は遅かったとみられ、「日本語歴史コーパス」での初出は「狼藉して息杖のむね 打を食ふか」[「淀鯉出世滝徳」(近松浄瑠璃) / 1708] である。このような語の場合、中世 において「令」とは共起しにくかったであろう。ただ、東京大学史料編纂所「古文書フルテ キストデータベース」(日本中世古文書を中心としたデータベース。『大日本古文書 家わけ 文書』『中世法制史料集』『増訂織田信長文書の研究』等所収) により時代を広げて「令狼藉(狼 籍)」の例を調べると、16世紀「於寺中門前令狼藉」〔今川氏眞大通院定書 大通院文書(『中 世法制史料集5 武家家法 III』640) / 1567年],「猥作毛苅取,於令狼藉者」〔織田信長美濃 北加納百姓還住定書 圓徳寺文書(同651)/1567年]の2例(のみ)がみつかり,動詞化 の兆しもみえる。このように、【別表】にない用法が時代や資料によって出現する例がある。

特に「致」の目的語になりやすい語があった。稿末【別表】から「令」に対する「致」 の共起数の比率が高い順に20語(1.00倍以上)を抽出すると次の表1になる。

No.	調査語	「令」との共起数	「致」との共起数	共起数の比率 (「致」/「令」)
1	狼藉 (狼籍)	0	384	-
2	非法	0	30	_
3	不忠	0	24	-
4	異論	0	20	_
5	偽訴	0	10	_
6	疎略	0	10	_
7	非論	1	27	27.00
8	沙汰	94	2104	22.38
9	奉公	2	37	18.50
10	訴訟	10	132	13.20
11	濫訴	6	58	9.67
12	越訴	3	26	8.67
13	未進	8	65	8.13
14	懈怠	32	169	5.28
15	違乱	48	190	3.96
16	所務	16	63	3.94
17	相論	12	44	3.67
18	濫妨	62	147	2.37
19	乱妨	14	19	1.36
20	追捕	11	11	1.00

表1 「令」に対する「致」の共起数の比率の高い語(「致」が優勢の意味領域)

上から順に、「狼藉(乱暴、不法行為)」「非法(規則・道理に背く行為)」「不忠(不忠義)」「異論(異議・文句の表明)」「偽訴(事実に背く訴え)」「疎略(粗雑な行為)」と、鎌倉幕府政治・社会における、権力・上位者に対しての(以上6語に限れば反抗的)行為が並ぶ。

当時「致」がとった目的語については、穐田(1975)が、原義に近い神仏への信仰・勤仕を表す「祈」「礼」「誠」、また政治社会的な尊者への奉仕・義務を表す「勤」「忠節」「弁済」「奉公」などをあげたうえで、逆に、勤仕や義務の怠りや反抗を意味する「狼藉」「不忠」「疎略」「未進(年貢等の不納)」「懈怠(義務の怠り)」「違乱(秩序を乱すこと、むやみな反対)」(いずれも上表にみえる語)等にも拡張していると説く。そして、それらは上位者である受け手に対する仕手の敬意が生じ得る文脈であることから、後に「致」の謙譲用法を生む基盤になったとみている。

また、「沙汰(政務の処置、裁定)」「追捕(罪人等を追い捕えること、没収)」(上掲表1のNo.8,20)のような職権行為も、より上位の支配者層や法規制の下で行われるものであり、やはり謙譲用法の基盤となり得たとする。以上の先行研究にみるように、「致」との共起が、上位者に対する行為とみなし得る領域で優勢となるのは、その謙譲語予備軍としての性格40によるものと思われる。

6.2.4. 「致」と非意志動詞・形容詞類との共起

5.4節で「令」は「荒廃」「参差」「紛失」「風雨」等の無生物主体の事象,および「死去」等の非意志的現象を表す語とも共起することを確認したが、「鎌倉遺文 DB」において「致」がそれらの語と共起する例はみられない。また5.3節で「令」は「不幸」「顕然」「無足」等,通常は形容詞として用いられる語と共起する場合があることをみたが、同じく「鎌倉遺文 DB」において「致」がそれらの語と共起する例はない。「致」は専ら「狼藉」「違乱」「沙汰」「知行」等の意志行為を表す名詞と共起すると結論される。

6.3. 「令」と「致」の機能の相違

以上,青木(1964),重見(1977)らにより類似の形式とみられてきた「令」と「致」は,調査の結果,共起語に相違があり,互いに異なる機能をもつことが明らかになった。「令」と共起するのは、意志的行為,非意志的現象,無生物主体の事象を表すものまで幅広く、ときに形容詞の場合もあるのに対し,「致」と共起できるのは意志的行為を表すものだけである。

「令」は、共起語の動詞マーカーあるいは動詞化の機能をもち、それ自体は動詞ではない。和化漢文では和語の軽動詞「する」を用いることができないという制約下で、その代替機能を果たしたと考えられる。一方、「致」はそれ自体が動詞であり、名詞的な性格をもつ語を目的語にとるものである。当時の「致」は、現代日本語の軽動詞「する」がもつ汎用的な動詞化機能をまだ獲得しておらず、和化漢文において「令」がその機能を担っていたといえる。

7. 非使役用法の起源——使役用法との接点

最後に、なぜ「令」の意味が透明化し、動詞マーカーとして広く使用されるに至ったか、その起源について考えたい。「令」の非使役用法は和化漢文独自のものとみられるが、先述(第2章)のように、中国漢文に「 $S \Leftrightarrow V$ 」で使役の意を表す用法がある。

⁴⁰ 穐田 (1975: 20) が「中古から中世にかけての漢文体における「致す」は、なお謙譲語性を確立していたとは言えない、とするのが妥当であろう。しかし、素材による偶然の結果とは言え、謙譲語的要素を有する〈致す表現〉が多量を占め、[中略]「致す」の謙譲語化の条件は確実に整いつつあった」と述べるように、この時点ではまだ謙譲語になってはいない。

(73) 令知其罪而殺之「(役人に) 自分の罪を知らしめてから殺す」

〔晏子諫君『説苑』/前漢〕

これと類似の形式が、中世和化漢文にもみられる。

(74) 以名主職不令知本所, 寄附權門事,

「名主が本所に知らしめず (領地を)権門に寄附すること」

(『御成敗式目』47条) [= (9) 再掲]

(75) 為施行其宣旨, 且為令仰知国中, 所遣使者,

「(頼朝は) その宣旨を施行するため、かつ国中に<u>知らしめ</u>るため、使者を遣わしたところ、」 [『玉葉』寿永二年閏十月廿一日条/1183年]

ただし、この時期は既に非使役用法が成立している。(74)(75)を、次の(76)のような使役とはみなし難い(「逃走した」の意であって、「逃走するよう働きかけた」とは解釈できない)用例と併せ一括して「令」の機能を考えるとき、もはや(74)(75)は純粋な使役文とはみなせない。そこに上述の動詞マーカー説が要請されたのであった。

(76) 件男企盗犯, 令逃去之間,

「件の男は盗みを実行し、逃走したので」

[将軍(源実朝)家政所下文 壬生家文書(鎌倉遺文 2258) / 1216 年]

しかし一方、(73) と (74) (75) の類似性の方に目を向けるなら、それらは使役用法 (「知るように働きかける」) として同質のものと位置づけることもできる。ここに、「令」の使役用法と非使役用法の接点を見出し得る。

一般に、上にみる「令知」(現代日本語で「知らせる」「知らしめる」に相当)のような使役は、被使役者の意志性が後退しているという点で典型的な使役とはみなされず、他動詞に近いものと捉えられることが多い41。そのことを、「知らせる」「聞かせる」の使役性を論じた早津恵美子(2016:349)は、「使役主体から動作主体への働きかけと動作主体の動作という複合的な事態を表現する用法を少なからずもつものの、その複合性が希薄となって伝達動詞に準ずる他動詞としての性質をそなえた用法がむしろ多くなされる」と説明する42。このような点に、使役と他動詞の

⁴¹ 本文にあげる早津(2016)の他,『大辞林』第4版「せる」の項「(自動性の動詞に付いて)他動性の動作の働き掛けを強調する。「時計の針を二○分ほど進ませる」」との説明が該当する。時枝誠記(1950: 104 [1978 改訂版の頁数])口語編では,「使役の構成は,二重他動にあるのであるから,自動詞に「す」「せる」「させる」をつけても使役にはならない」とし,「沈ます」「喜ばせる」等が他動詞と捉えられている。同(1954: 46)文語編でも,「知らす」「まどはす」は「す」によって自動の意味を他動に変じたものとされている。

⁴² 早津 (2016: 350-351) は、本稿で扱う「令知」に直結する「知らしめる」についても言及し、「知らせる」において希薄化した使役性を補う代替形式との見方を示す一方、「知らせる」と同様に使役性が希薄化する「人々に広く知らしめて」のようなケースもあることを示している。

接近がある 43。同様の例として、(77) のような自動詞用法をもつ「侘傺」(現代語の「困る」に相当)は、(78)のような例を仮に使役用法とみた場合(「困らせる」に相当)、「知」のケースと同様、典型的な使役文ではなく他動詞に近いものと捉えられる。

(77) 匪啻悪党等倍増, 剰御家人<u>侘傺</u>歟,「ただ悪党等が倍増するのみならず, その上に御家人が困窮する」

[関東評定事書 新編追加 (鎌倉遺文 21551) / 1303 年]

(78) 而時直違背老母之命,<u>令</u>侘傺資直之条,非拠之至也「しかし時直が老母の命に背き,資直を困窮させたというのは全く根拠がありません。」

[関東裁許下知状 熊谷家文書(鎌倉遺文 4791) / 1235 年]

このように、(他) 動詞と意味的に隣接するケースで、使役と非使役の境界が曖昧になることにより、初めは純然たる使役形式であった「令」が半透明化し、使役よりも動詞化の機能をもつ形式と捉えられるようになり、非使役「令」の用法が確立したと推定される。

8. 結論と課題

以上、中世和化漢文に多用される非使役「令」の機能について、次のように結論 する。

第一に、非使役「令」の使用は任意で、その有無は文意に影響しないが、後続語の動詞マーカーあるいは動詞化の機能をもつ。和化漢文で和語の軽動詞「する」の代替として多用されたと考えられる。和化漢文は、専ら漢字のみを使用する表現手段であり、日本語をそのまま写し取ることはできない。特に、助詞や接辞の類を表しにくく、品詞の区別が明示的でない制約を補うべく、名詞から動詞を区別するマーカーとして機能したと考え得る。

第二に、先行研究により「令」と「致」の類似性が指摘されてきたが、両者の機能は異なることが明らかになった。「令」の後続語は、「領掌」「下知」「披露」等の意志的行為、「死去」等の非意志的現象、「荒廃」「参差」「焼失」等の無生物主体の事象まで幅広く、ときに形容詞の場合もあるが、「致」と共起できるのは意志的行為に限られる。

第三に、「令」の動詞化機能により後続語は動詞的性格をもつ。一方、「致」はそれ自体が動詞で、後続語はしばしば連体修飾語句を伴い名詞的性格を示す。その結

⁴³ 早津(2016: 116)では、「知らせる」「聞かせる」にとどまらない一般の使役文と他動詞文との関係について「みちびきの使役[引用者注:筆者は使役文を「つかいだて(他者利用)」と「みちびき(他者誘導)」に分類している]では使役主体から動作主体に何らかの関与があったという間接性よりも、動作主体にどのような変化が生じたかを述べることのほうに通達上の重きがある。したがって、人の変化の引きおこしを表す他動詞の中にそういった事態を表現できるものがあれば、使役動詞の代わりにその他動詞で表すこともできるのである」とし、両者の隣接点の在り処を分析している。

果,両者の後続語は一部に明確な違いがみられ,名詞にとどまる語は「致」とのみ 共起し,動詞化され得る語は「令」とも共起した。当時の「致」は,現代日本語の 軽動詞「する」がもつ汎用的な動詞化機能をまだ獲得しておらず,和化漢文におい て「令」がその機能を担っていたといえる。

このような「令」の非使役用法は中国漢文にはみられず、和化漢文で独自に発生したと考えられる。起源は、「S 令 V 」型の使役文が(他)動詞文と意味的に隣接するケースで使役と非使役の境界が曖昧になった結果、「令」が動詞化のマーカーと解釈されたことによると推定した。その通時的な過程を解明することは今後の課題である。

【別表】「鎌倉遺文 DB」における「令」「致」 との共起数と比率

No.	調査語	「令」 との共 起数	「致」 との共 起数	共起数 の比率 (致/令)
1	狼藉 (狼籍)	0	384	_
2	非法	0	30	_
3	不忠	0	24	_
4	異論	0	20	_
5	偽訴	0	10	_
6	疎略	0	10	_
7	非論	1	27	27.00
8	沙汰	94	2104	22.38
9	奉公	2	37	18.50
10	訴訟	10	132	13.20
11	濫訴	6	58	9.67
12	越訴	3	26	8.67
13	未進	8	65	8.13
14	懈怠	32	169	5.28
15	違乱	48	190	3.96
16	所務	16	63	3.94
17	相論	12	44	3.67
18	濫妨	62	147	2.37
19	乱妨	14	19	1.36
20	追捕	11	11	1.00
21	押妨	39	31	0.79

22	勧農	7	5	0.71
23	対捍	73	50	0.68
24	殺生	18	10	0.56
25	庄務	27	13	0.48
26	合力	22	9	0.41
27	興隆	15	6	0.40
28	修理	16	6	0.38
29	難渋	73	25	0.34
30	裁許	9	3	0.33
31	管領	96	29	0.30
32	敵対	24	6	0.25
33	懇望	29	7	0.24
34	催促	68	16	0.24
35	刃傷	30	6	0.20
36	押作	13	2	0.15
37	勤行	114	15	0.13
38	変改	17	2	0.12
39	押領	303	33	0.11
40	没収	19	2	0.11
41	張行	43	4	0.09
42	改補	11	1	0.09
43	養育	11	1	0.09
44	殺害	111	10	0.09
45	契約	25	2	0.08
46	改易	39	3	0.08
47	弁済	148	11	0.07
		1	1	1

48	和与	142	10	0.07
49	中分	29	2	0.07
50	禁制	15	1	0.07
51	耕作	81	5	0.06
52	開発	50	3	0.06
53	支配	101	6	0.06
54	苅取	17	1	0.06
55	扶持	35	2	0.06
56	成敗	56	3	0.05
57	申請	20	1	0.05
58	知行	596	29	0.05
59	収納	23	1	0.04
60	究済	141	5	0.04
61	治定	30	1	0.03
62	請取	30	1	0.03
63	乱入	66	2	0.03
64	建立	33	1	0.03
65	弁償	35	1	0.03
66	売買	36	1	0.03
67	参洛	112	3	0.03
68	違犯	113	3	0.03
69	違背	116	3	0.03
70	披見	42	1	0.02
71	譲与	87	2	0.02
72	抑留	134	3	0.02
73	案堵	137	3	0.02
74	進止	51	1	0.02
75	糺返	106	2	0.02
76	承伏	53	1	0.02
77	免除	120	2	0.02
78	寄進	316	5	0.02
79	下行	68	1	0.01
80	相違	73	1	0.01
81	上洛	83	1	0.01
82	安堵	266	3	0.01
83	進退	95	1	0.01
84	訴申	103	1	0.01

85	勤仕	755	7	0.01
86	進上	114	1	0.01
87	注進	304	2	0.01
88	領掌	493	3	0.01
89	相伝	176	1	0.01
90	沽却	454	2	0.00
91	言上	279	1	0.00
92	領知	464	1	0.00
93	存知	522	1	0.00
94	停止	570	1	0.00
95	下知	729	1	0.00
96	披露	464	0	0.00
97	備進	218	0	0.00
98	露顕	135	0	0.00
99	補任	114	0	0.00
100	拝領	108	0	0.00
101	参上	99	0	0.00
102	死去	93	0	0.00
103	進済	92	0	0.00
104	注申	91	0	0.00
105	進覧	87	0	0.00
106	処分	84	0	0.00
107	下向	82	0	0.00
108	相触	79	0	0.00
109	落居	75	0	0.00
110	焼失	75	0	0.00
111	配分	70	0	0.00
112	居住	67	0	0.00
113	還補	63	0	0.00
114	欠如	58	0	0.00
115	紛失	57	0	0.00
116	入部	53	0	0.00
117	掠申	52	0	0.00
118	追出	49	0	0.00
119	参差	46	0	0.00
120	点定	46	0	0.00
121	相博	44	0	0.00

122	寄附	42	0	0.00
123	立用	42	0	0.00
124	弁勤	40	0	0.00
125	領作	38	0	0.00
126	断絶	34	0	0.00
127	減少	33	0	0.00
128	自称	32	0	0.00
129	破却	30	0	0.00
130	取進	30	0	0.00
131	参決	29	0	0.00
132	逐電	29	0	0.00
133	引募	28	0	0.00
134	叙用	28	0	0.00
135	還住	28	0	0.00
136	追却	27	0	0.00
137	風聞	26	0	0.00
138	同意	26	0	0.00
139	停廃	25	0	0.00
140	逝去	25	0	0.00
141	明申	25	0	0.00
142	出帯	22	0	0.00
143	押取	21	0	0.00
144	加増	20	0	0.00
145	召仕	20	0	0.00
146	打渡	20	0	0.00
147	弁申	20	0	0.00
148	依違	19	0	0.00
149	義絶	19	0	0.00
150	下国	19	0	0.00
151	追放	19	0	0.00
152	請申	19	0	0.00

153	寺納	18	0	0.00
154	折中	18	0	0.00
155	実検	18	0	0.00
156	打擲	18	0	0.00
157	朽損	17	0	0.00
158	帰国	16	0	0.00
159	他界	15	0	0.00
160	拘惜	15	0	0.00
161	荒廃	15	0	0.00
162	在国	15	0	0.00
163	免許	15	0	0.00
164	符合	14	0	0.00
165	徴納	14	0	0.00
166	散在	14	0	0.00
167	開作	13	0	0.00
168	逃脱	13	0	0.00
169	各別	12	0	0.00
170	分譲	12	0	0.00
171	加判	12	0	0.00
172	隠密	12	0	0.00
173	申置	11	0	0.00
174	逃失	11	0	0.00
175	預置	11	0	0.00
176	離別	11	0	0.00
177	書載	10	0	0.00
178	書置	10	0	0.00
179	教訓	10	0	0.00
180	逃散	10	0	0.00
合計		13906	4012	
※「令」または「致」のどちらかとしか 共起しない(他方は0例)語にグレーの				

網掛けを付した。

資料

笠松宏至(校注)(1972)「御成敗式目 付北条泰時消息」石井進ほか(校注)『中世政治社会 思想 上(日本思想体系) 7-42 東京:岩波書店

国立国語研究所「日本語歴史コーパス」

五味文彦ほか(編)(2007-2016)『現代語訳吾妻鏡』東京:吉川弘文館.

佐藤進一・池内義資(編)(1955)『中世法制史料集第1巻 鎌倉幕府法』東京:岩波書店. 瀬野精一郎(編)(1986)『増訂鎌倉幕府裁許状集 上 関東裁許状篇』東京:吉川弘文館。 竹内理三(編)/東京大学史料編纂所(編)(2008)『CD-ROM 版鎌倉遺文』東京:東京堂出版, 東京大学史料編纂所「鎌倉遺文フルテキストデータベース」(オンラインデータベース). 東京大学史料編纂所「古文書フルテキストデータベース」(オンラインデータベース).

参照文献

青木孝(1964)「吾妻鏡に見える謙譲の「令(シム)」」『青山女子短期大学紀要』18: 21-35. 穐田定樹(1975)「漢文体の「致す||『親和國文』9:11-25.

榎克朗(1956)「再帰的助動詞「しむ」: シンラン研究のついで」『語文』17:13-22.

植木直一郎(1930)『御成敗式目研究』東京:岩波書店。

片岡了(1965)「中世における「シム」の一用法」『大谷学報』44(4): 43-55.

河音能平(1976)「歴史科学運動と史料学の課題 | 歴史科学協議会(編)『歴史科学への道 上』 校倉書房. (河音能平 1996 『世界史のなかの日本中世文書』 7-23. 京都: 文理閣に再収録).

来田隆(1974)「(発表要旨)助動詞「シム」の一用法:能動性明示の用法」『国語学』96: 78-79

来田隆(1982)「和化漢文に於ける「令」の一用法」『鎌倉時代語研究 第5輯』95-11. 東京: 武蔵野書院.

来田隆(1989)「『吾妻鏡』における助動詞「令」の用法について」『鎌倉時代語研究 第12 輯』 45-60. 東京: 武蔵野書院.

佐藤進一(2003)『新編 古文書学入門』東京:法政大学出版局.

重見一行(1977)「親鸞の和讃における「シム」の用法:鎌倉期和化漢文中の「令」に関する 試論」『国語国文』 46(10): 21-34.

田中草大(2019)『平安時代における変体漢文の研究』東京: 勉誠出版.

築島裕(1977)『国語の歴史』東京:東京大学出版会。

時枝誠記(1950, 1954)『日本文法』(口語編 1950 年, 文語編 1954 年)東京:岩波書店.

中川浩文(1965)「三帖和讃における「しむ」の用法」『女子大国文』37:41-53.

早津恵美子(2016)『現代日本語の使役文』東京:ひつじ書房.

松下貞三(1975)「吾妻鏡における「令(シム)」の考察:漢文和化の道をたずねて | 『国語と 国文学』52(5): 59-73.

三保忠夫(2004)『古文書の国語学的研究』東京:吉川弘文館.

森博達(2003)「日本書紀成立論小結:併せて万葉仮名のアクセント優先例を論ず」『国語学』

森野宗明(1963)「助動詞シムの特殊用法」(「篠田融との共著「平家物語(五)義仲の興亡: 戦争の記事を併せ考える」の後半部分」) 『国文学言語と文芸』 27: 59-61.

執筆者連絡先:

「受領日 2019年6月17日

〒 464-8601 名古屋市千種区不老町

最終原稿受理日 2020年11月20日]

名古屋大学 国際言語センター

e-mail: in@nagoya-u.jp

Abstract

Functions of Non-causative "令 shimu" in Japanized Chinese Writings in the Kamakura Period

ITSUKI NAGASAWA

Nagova University

The auxiliary verb " 令 shimu" was used in a causative sense in Classical Chinese writings. However, in Japanized Chinese writings in the Kamakura period of medieval Japan, it was widely used in a non-causative sense, which is presumed to have derived from a causative one. Regarding its function no agreement has been reached: some studies have suggested that the presence or absence of this auxiliary verb did not affect the meaning of a sentence; other ones have considered it to mean "humble", "reflexive", "marking volitional", etc. Focusing more on its structural function than its semantic one, we made the following conclusions. The function of non-causative shimu is to mark the following word as a verb or make the word into a verb. It was used as a substitute for the light verb suru in Japanized Chinese writing in which neither Japanese native particles nor suffixes could be used. The origin of non-causative shimu could be the Classical Chinese causative construction "S shimu V," where in some contexts shimu-V with causative meaning was semantically close to a transitive verb and shimu was reanalyzed as a marker of verbs. In the position of V stands a wide range of actions, such as both volitional and non-volitional actions, and inanimatesubjects events; it can even be an adjective. Prior research has noted that the function of shimu was similar to that of "致 itasu," but the fact that words following itasu were not verbs but nouns and semantically limited to volitional actions indicates that they function differently.